よる派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣又は令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ　（略）

二～八　（略）

（人事院規則九―一二一の一部改正）

第二十一条　人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）	（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。	2　給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。	（新設）
十一・十二　（略）	十・十一　（略）
3　（略）	3　（略）
4　第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあった職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があったものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。	4　第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあった職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があったものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる場合　第二項第二号から第十二号までに掲げる異動等に準ずるものがあった日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当	二　次に掲げる場合　第二項第二号から第十一号までに掲げる異動等に準ずるものがあった日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当
イ　第二項第二号から第十一号までに掲げる異動等に準ずるものがあった日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。	イ　第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあった日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。
ロ　第二項第十二号に掲げる異動等に準ずるものがあった場合において、人事院が定める要件を満たすとき。	ロ　第二項第十一号に掲げる異動等に準ずるものがあった場合において、人事院が定める要件を満たすとき。
5　（略）	5　（略）